

大和市乳幼児健康診査嘱託医等設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月20日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第59号

大和市乳幼児健康診査嘱託医等設置規則の一部を改正する規則

大和市乳幼児健康診査嘱託医等設置規則（平成21年大和市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「社団法人大和市医師会（昭和34年4月22日に社団法人大和市医師会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人大和市医師会」に改め、同条第2項中「社団法人大和歯科医師会（昭和53年7月22日に社団法人大和歯科医師会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人大和歯科医師会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。